

参考資料 2

障企発 0331 第 2 号
こ 支 障 第 87 号
令和 8 年 3 月 31 日

各都道府県障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
（ 公 印 省 略 ）
こども家庭庁支援局障害児支援課長
（ 公 印 省 略 ）

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の改正について（通知）

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の全部を改正する件（令和 8 年こども家庭庁・厚生労働省告示第 4 号）が本日告示され、令和 9 年 4 月 1 日より適用することとされました。その内容については、別添のとおりですので、御了知の上、管内市町村等に対して周知徹底を図るとともに、第 8 期障害福祉計画及び第 4 期障害児福祉計画の作成に当たり御配慮いただくよう、よろしくお願い申し上げます。

今後、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の取扱いについて、状況の変化に伴い更に通知すべき事項が生じた場合には、改めてお示しします。

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の改正について（概要）

1 改正の趣旨

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号。以下「基本指針」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 87 条第 1 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 19 第 1 項の規定に基づき、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針を定めるものである。

現行の基本指針は、市町村及び都道府県が令和 6 年度から令和 8 年度までの第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画を作成するに当たって、即すべき事項を定めている。

今般、直近の障害保健福祉施策の動向等を踏まえ、市町村及び都道府県が令和 9 年度から令和 11 年度までの第 8 期障害福祉計画及び第 4 期障害児福祉計画を作成するに当たって、即すべき事項を定めるため、基本指針について必要な改正を行ったものである。

2 主な改正内容

- ① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
 - ・ 様々なデータを活用した地域移行者数の把握について記載
 - ・ 希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載
 - ・ 施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合について記載
 - ・ 入所施設における居室の個室化等の推進について記載
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・ システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備について記載
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
 - ・ 就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進について記載
 - ・ 就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標を新設
- ④ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・地域支援体制の構築に係る成果目標について、4つの中核機能の確保を行うよう見直し
 - ・インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標を新設
 - ・のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標を新設
 - ・強度行動障害の状態にある児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標を新設
- ⑤ 地域における相談支援体制の充実強化
- ・基幹相談支援センターの設置のより一層の推進について記載
 - ・のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進について記載
 - ・医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載
 - ・協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載
- ⑥ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上
- ・介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進について記載
 - ・人材確保や当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標を新設
 - ・障害当事者が研修に関わることの重要性を記載
- ⑦ 障害福祉サービスの質の確保等
- ・就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載
 - ・障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標を新設
 - ・障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載
 - ・障害児支援における人材育成の重要性を記載
- ⑧ きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備
- ・様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載
 - ・意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討について記載
 - ・意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載
 - ・障害当事者に対するICT機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載
- ⑨ 高次脳機能障害者に対する支援
- ・高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相

談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載

- ⑩ 人口減少地域におけるサービスの維持・確保
 - ・ 中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載
- ⑪ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
 - ・ 地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進について記載
- ⑫ 住宅セーフティネット制度との連携
 - ・ 住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携について記載
- ⑬ 地域差の是正・指定の在り方等
 - ・ 地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法を記載
 - ・ サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用 of 要請について記載
 - ・ 重度障害者（強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する障害児者、医療的ケアを必要とする児者等）について個別の利用者数の見込みを設定するよう努めることを記載
- ⑭ 障害者等に対する虐待の防止等
 - ・ 自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進について記載
 - ・ ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進について記載
 - ・ 希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携について記載
- ⑮ スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進
 - ・ スポーツ・健康増進活動を通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載
- ⑯ 災害時における障害福祉サービス提供の確保
 - ・ 災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携について記載
 - ・ 施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載

○ その他所要の改正を行う。

3 適用期日

令和9年4月1日